

自然災害発生時、被災者支援に赴く会員のための
被災者現地支援活動基礎知識

Q&A 61問

技術士会の活動基礎知識 12問 ページ2～3

法的基礎知識 38問 ページ4～9

現地活動の準備基礎知識 11問 ページ10～11

平成30年11月改訂

公益社団法人 日本技術士会

中部本部 静岡県支部

防災研究会

(文責 吉田建彦)

技術士会の被災者支援活動

1. Q: 日本技術士会は被災者支援活動を行ったことがありますか？
A: 大規模な自然災害には現地技術士がボランティアで被災者支援を行っています。
近年の事例では、平成 26 年の広島土砂災害、28 年の熊本地震などがあります。
2. Q: 技術士会の現地被災者支援活動はどこで活動を行うのですか？
A: 被災自治体に申し出て、自治体側が指示する場所で行います。
3. Q: 技術士会単独で被災者支援を行うのですか？
A: 技術士単独の被災者支援は少なく、他の士業（弁護士、司法書士など）と協業します。
4. Q: 他の士業との連携はどういう組織・つながりで行うのですか？
A: 静岡県災害対策士業連絡会という組織があり、弁護士、司法書士など 13 団体が加盟しています。
技術士会静岡県支部も平成 28 年に加盟しています。静岡県では近年大規模な自然災害がなかったため、平成 29 年 12 月末までの時点では静岡県災害対策士業連絡会として被災者支援に赴いた例はありません。
5. Q: 被災者支援の活動では、参加者に報酬はあるのですか？
A: 報酬はなくボランティア活動です。交通費などは中部本部/県支部から統轄本部に申請して後払いしてもらいます。
6. Q: 現地活動でケガなどに対する保険はあるのですか？
A: 活動の前に、活動する側から地元の社会福祉協議会に申し出て、傷害保険に入ります。
7. Q: 被災者支援といっても、実際には何を行うのでしょうか？
A: 被災者のさまざまな質問に対応することが基本です。技術的な相談だけでなく、生活や法的な質問もあります。技術士だけでは答えられない質問も多く、その場合は他の士業や自治体当局と協業して答えることになります。答えがわからない質問に対しては、調べて後刻返事する態度が必要です。
また自治体の要請に応じて、一般ボランティア（家の中の整理などに来る人々）の受け入れ支援など、技術士らしからぬ作業にも対応せざるを得ない場合もできます。
8. Q: 広島土砂災害で、技術士会はどのような被災者支援活動を行いましたか？
A: ①避難所・集会所におけるよろず相談（他士業と協業）
なお広島土砂災害の例では、「災害復旧工事と所有地」「家屋に倒れかけた電柱撤去」「引越し運搬のための道路復旧」「借家退去時の敷金・礼金の返済」「要介護者の手続き」などの質疑があり、他の士業と連携して回答しています。純粹の技術的質問は少ないようです。
筆者注：技術士も災害対応についてある程度法的な内容を知っておく必要があります。
②自治会意見交換会（他士業と協業）
土砂災害警戒区域、土砂災害防止法関連の相談に対応。「砂防ダム の位置や数は適切か」「河川の川幅が狭く河川の流加能力に問題があるのではないか」など多くの技術問題の質疑応答がされています。
③自治会との自主防災講座（他士業と協業）
特別警戒区域（レッドゾーン）、警戒区域（イエローゾーン）、現地危険箇所、退避場所の確認、防災マップの作成指導など。
9. Q: 熊本地震で、技術士会はどのような被災者支援活動を行いましたか？
A: 活動 1・・・斜面崩壊の危険性の地域住民への周知活動
活動 2・・・宅地の健全度評価と復旧・復興支援
活動 3・・・地方自治体の災害復旧・復興支援事業
活動 4・・・地震被害小学生への心のケア実施活動

1 0. Q : 被災者支援のボランティアは防災支援員として登録されている会員しか参加できないのですか？

A : 平成 27 年に中部本部防災支援委員会が防災支援員制度を発足させました。愛知、岐阜、三重、静岡 4 県で防災支援員を募集し、平成 29 年 12 月の時点で、静岡県では 19 名が登録されています。静岡県支部防災委員会がリスト化しています。常時募集していますから、被災者支援活動を行う時点で登録されていない方でも、新たに登録して加わってもらうことができます。

1 1. Q : 静岡県支部は特定の自治体と防災協定を結んでいるのですか？

A : 2 つあります。

① 平成 22 年に静岡市と当時の静岡県技術士協会が「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」を結び、その後県支部に引き継がれています。同協定はまちづくり復興支援が目的あり、被災者支援は含まれておりません。平時における静岡市と技術士会の研修は、年数回行っています。

② 平成 28 年に牧之原市と「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」を結んでおり、平時および発災時において助言を行います。被災者支援は対象ではありません。平時における牧之原市への助言や研修は年 2 ～3 回行っています。

1 2. Q : 日本技術士会全体としては特定の自治体との防災協定は結んでいるのですか？

A : 各地域の技術士会組織（県支部など）が、鳥取県、東京都、東京都墨田区、広島県、横浜市、千葉市等と防災協定を結んでいます。

法的基礎知識

【法律全般】

1. Q：災害時の対応に関する国の法律はどんなものがありますか？

A：大きく分けて5つあります。

_____ 災害対策基本法 _____
 _____ 国土強靱化法 _____ 災害救助法 _____ 復興法 _____
 _____ 被災者生活再建支援法 _____

	① 予防対策	② 応急対策	③ 復旧	④復興対策
ソフト 対策	●食料、飲料、医薬品等の備蓄	●炊き出し ●応急手当 ●初期消火 ●避難所の開設	●本格的治療の開始	●新しいライフスタイルの形成 ●産業の構造転換
ハード 対策	●家具の転倒防止 ●家屋の耐震、耐火・耐水化	●仮設住宅の建設 ●仮設橋の建設 ●仮設堤防の設置	●住宅の修理・建設 ●ライフラインの回復	●道路の緑化や電柱等の埋設化 ●親水性護岸の建設

その他にも特定非常災害特措法、激甚災害法、大規模災害借地借家法、災害弔慰金法、被災ローン減免制度（法律ではない）などの制度があります。

【災害対策基本法】

2. Q：災害対策基本法とはどういう法律ですか？

A：昭和34年、愛知、岐阜、三重、紀伊半島一体に多大な被害をもたらした伊勢湾台風を契機に昭和36年制定された法律です。国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、国および地方公共団体が必要な体制を確立し、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧、および防災に関する財政金融措置等を定めています。

【災害救助法】

3. Q：災害救助法とはどういう法律ですか？

A：本法律の目的は発災時に、国、地方自治体、赤十字などと協業して被災者の保護と社会秩序の保全を図ることである。

4. Q：災害救助法はどんな時に適用されるのですか？

A：一定数以上の住家の減失が生じたとき、適用されます。

5. Q：法律を適用実施するのはどの組織ですか？

A：都道府県、実際には被災した市町村が実施します。

6. Q：災害救助法が適用されると、何がされるのですか？

A：被災者の生活、避難生活などが支援されます。具体的には

- ① 避難所や応急仮設住宅の提供
- ② 炊き出しなどを含む食料や飲料水の提供
- ③ 衣服や寝具、生活必需品の提供、貸与
- ④ 医療や助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金などの提供、貸与
- ⑧ 学用品の提供、
- ⑨ 埋葬

⑩ 死体の捜索・処理

⑪ がれきの撤去

7. Q：災害救助法による支援の費用はだれが負担するのですか？

A：国と都道府県が負担します。

国は都道府県の財政力に応じて負担し、一方都道府県は災害救助基金を積み立てていることが法律で義務付けられています。

8. Q：災害救助法による避難所の設置ではどの程度の金額が支援されますか？

A：災害発生の日から7日以内、一人一日当たり、310円。避難所の設置・維持管理、消耗機材費、建物使用金などに当てられます。

9. Q：災害救助法による応急仮設住宅の供与はどの程度の金額が支援されますか？

A：一戸あたり平均29.7m²（9坪）、限度額2,530,000円以内。貸与期間2年以内。なお高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」も設置でき、民間賃貸住宅の借り上げも可能。

10. Q：災害救助法による炊き出しはどの程度の金額が支援されますか？

A：一人一日当たり、1,040円、災害発生の日から7日以内。一食は1/3日分となる。

11. Q：災害救助法による飲料水の供給はどの程度の支援がされますか？

A：災害発生の日から7日以内は、当該地域における通常の実績分が支給されます。

12. Q：災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給付または貸与はどの程度支援されますか？

A：災害発生日から10日以内、現物給付され、夏（4月～9月）、冬（10月～3月）で区分される。

区分		1人所帯	2人所帯	3人所帯	4人所帯	5人所帯	6人以上一人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	17,800円	22,900円	33,700円	40,000円	51,200円	7,500円
	冬	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
	冬	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

13. Q：災害救助法による医療救助とはどの程度補助されるのですか？

A：医療の途を失った人を対象に、災害発生の日から14日以内は次の額が補助されます。

- ① 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具は破損等の実費
- ② 病院または診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内
- ③ 歯医者・・・算定料金の額以内

14. Q：災害救助法による助産への補助はどの程度ですか？

A：災害発生の日以前または以後7日以内に分娩し、災害のため助産の途を失った人を対象とする。

- ① 救護班・・・使用した衛生材料の実費
- ② 助産婦による場合・・・慣行料金の80/100以内の額

15. Q：災害救助法による被災者の救出補助の金額はどの程度ですか？

A：現に生命、身体が危険な状態にある者、生死不明な状態にある者を対象に、災害発生の日から3日以内が補助されます。補助額は当該地域における通常の実費です。

16. Q：災害救助法による被災した住宅の応急修理はどの程度支援されますか？

A：住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理できない人や大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した人を対象に、寝室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分一所帯当たり547,000円以内を災害発生日から一か月以内期間なら補助されます。

17. Q：災害救助法による被災者への学用品の支援はどの程度されますか？

A：住家の全壊（焼）、流失、または床上浸水により、学用品を喪失または破損し、就学上支障のある小中学校、高等学校生を対象となります。文房具および通学用品は災害発生の日から15日以内で、金額は小学生4,100円、中学生4,400円、高校生4,800円、また教科書は災害発生の日から一か月以内の期間であれば小中高を問わず補助されます。

18. Q：災害救助法による死亡者の埋葬費用はどれくらい補助されますか？

A：災害発生の日から10日以内の期間、大人（12歳以上）には206,000円以内、小人（12歳未満）には164,800円以内。なお災害発生の日以前に死亡した人も対象となります。

19. Q：災害救助法による死体の捜査費用にはどれくらい補助されますか？

A：行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況からすでに死亡していると推定される人を対象に、災害発生の日から10日以内なら当該地域における通常の実費が支給されます。

20. Q：災害救助法による死体の処理への補助はどの程度ですか？

A：災害の際死亡した人を対象に、災害発生日から10日以内であれば、一体当たり3,400円以内です。

21. Q：災害救助法による障害物の処理への補助はどの程度ですか？

A：居室、炊事場、玄関等の障害物が運び込まれているために、生活に支障をきたして自力で除去することができない場合、災害発生の日から10日以内、一世帯当たり133,900円。

【被災者生活再建基本法】

22. Q：被災者生活再建支援法とはどういうものですか？

A：この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とします（第一条）。

23. Q：被災者生活支援法は、どんな時に適用されますか？

A：①10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 ②100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 ③さらに①②を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満）
 ④さらに①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満）
 ⑤もしくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万未満）

24. Q：被災者生活再建支援法は適用されると、どの程度の金額が支給されますか？

A：以下の表に示します。

住宅の被害程度	① 全 壊	② 解 体	③ 長期避難	④ 大規模半壊
（基礎支援金）	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の再建方法	イ 建設・購入	ロ 補 修	ハ 賃 借	
（加算支援金）	200万円	100万円	50万円	

① + イ = 300万円 ① + ロ = 200万円 ① + ハ = 150万円

② + イ = 300万円 ② + ロ = なし ② + ハ = 150万円

③ + イ = 300万円 ③ + ロ = 200万円 ③ + ハ = 150万円

④ + イ = 250万円 ④ + ロ = 150万円 ④ + ハ = 150万円

25. Q：被災者生活再建支援法の申請方法はどのような手続きですか？

A：被災者は市町村に期間内（発災後、①基礎支援金は13か月以内、加算支援金は37か月以内）に申請することになります。

申請に必要な書類は如何に示します。罹災証明書は市町村役所に申請して発行してもらいます。

- ・支援金支給申請書 ・住民票等 ・罹災証明書 ・預金通帳の写し
- ・その他関係証明書（住宅の購入・補修や借家の賃貸借の契約書など）

26. Q：被災者生活支援法でいう住家の被害の程度はどのように判定されますか？

A：住家の被害の程度は市町村が下記の表に基づいて判定します。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
① 損害判定基準 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
② 損害基準判定 住家の主要構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

27. Q：被災者生活支援法でいう住家被害認定の対象災害は自然災害だけですか？

A：地震、水害、風害が対象です。

28. Q：被災者生活再建支援法で行う住家被害調査は一回のみですか？

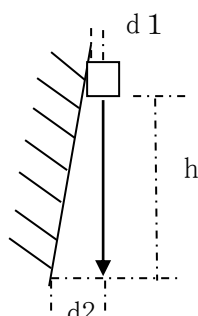
A：被災者から再調査の依頼があれば、再度調査します。

29. Q：被災者生活再建支援法住家被害判定で、特に地震の場合全壊、半壊の認定はどう行いますか？

A：（1）外観判定、（2）傾斜判定（3）部位による判定の3段階があります。地震被害の場合

（1）外観判定：住家の外観から判定し、一見して住家全体が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合および地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合は住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定します。

（2）傾斜判定：



$$\text{傾斜} = (d2 - d1) / h$$

傾斜が1/20以上の場合は当該住家の損害割合は50%以上全壊と判定します。全壊と判定されれば調査は終了します。

傾斜が1/60以上、1/20未満の場合は傾斜による損害割合は15%とし、部位による判定を行います。また傾斜が1/60以下の場合は部位による判定のみを行う。

なお傾斜は原則として住家の一階部分の四隅の柱または壁の四隅を計測して、単純平均したものとします。

（2）部位による判定：住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果から部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とします。住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定します。なお木造・プレハブの住家にあつては、基礎または柱（または耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱（または耐力壁）または梁の損傷率が、75%以上の場合は住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定します。

30. Q：被災者生活再建法による住家被害調査はだれが行うのですか？

A：都道府県や市町村が定めた認定士が行います。建築士とは限りません。

31. Q：被災者生活再建支援法には他の特徴はありますか？

A：被災者の収入の多寡（多い、少ない）は支給要件ではなく、またお金をもらった後の具体的な使い道は限定がありません。

32. Q：被災者生活再建支援法でいう応急危険度判定とは何ですか？

A：建築の専門家が余震等による被災建築物の当座危険性および建築物の部分の落下に危険性を判定し、

その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止します。応急危険度判定は、被災度区分判定とは目的や判定基準は異なります。

33. Q: 前項の応急危険判定はどのように行うのですか？

A: 調査担当者が3段階に分けて調査します。

調査1・・・一見して危険か

調査2・・・隣接建築物・周辺地盤および構造躯体に関する危険度

調査3・・・落下危険物・転倒危険物に関する危険度

調査の結果は「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済み（緑）」の色つきステッカーで示され、住家に張られます。

【災害弔慰金法】

34. Q: 災害弔慰金法とはどういう法律ですか

A: 3つの支援制度についての法律です。

① 災害で死亡した遺族に支給する災害弔慰金

遺族への支給額：生計維持者が死亡した場合 500万円

その他の人が死亡した場合 250万円

② 災害で精神・身体に著しい障害を受けた人に支給する災害障害見舞金

重い障害を受けた人への支給額：生計維持者の場合 250万円

上記以外の場合 125万円

③ 災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸し付ける災害援護資金

・最大350万円、返済期間10年で借りられます

・金利（年3%）がかかりますが、当初3年間は無利子です

・原則保証人が必要ですが、東日本大震災では特別に保証人が不要とされるなど特別の処置がとられました。

【義援金】

35. Q: 義援金はどのようにもらえるのですか？

A: 義援金は日本赤十字と共同募金会が中心となって受付、その配分は配分委員会が決定し給付します。義援金は税法上の優遇措置があります。実際の配布は自治体が行います。

【被災ローン減免制度】

36. Q: 被災ローン減免制度とは何ですか？

A: 災害によって住宅や勤務先、そして事業所などが被害を受けた結果、住宅ローン、自動車ローン、個人事業のローンなどが返せなくなった人のための制度。法律ではありませんが金融機関が実施します。金融機関が同意すれば、被災者は自分の蓄えのうち最大500万円と、そのほか再建を支援するための公的な支援金を手元に残したうえで、できるだけ返済し、返済しきれない分は免除してもらえます。原則年収730万円以下、また年収 $\times 0.4 < \text{年間ローン返済額} + 96 \text{万円}$ の要件が対象です。登録専門家（主に弁護士）に依頼して簡易裁判所での手続きしてもらいます。

【特定非常災害特措法】

37. Q: 特定非常災害特措法とはどんな法律ですか？

A: 大規模な災害が発生した場合、被害者の権利・利益などの保全を図る法律です。例えば

① いろいろな行政手続きの期限の延長（例えば運転免許証の有効期限）

② 特定義務（例えば登記の届け出）の延期

③ 法人の債権者は破産の禁止

④ 相続の熟慮期間（相続を知ってから三か月以内に相続放棄）の延期

- ⑤ 民事調停の手数料の無料化
- ⑥ 仮設住宅の1年ごとの延期（建築基準法の特例）

【激甚災害法】

38. Q：激甚災害法とはどんな法律ですか？

A：仮設住宅の建設や復旧工事に対する国の補助金を大幅に引き上げることを可能にする法律です。

自治体の財政負担が減るために、被災地の復旧が進みやすくなります。

また熊本地震では

- ① 被災した中小企業が、本店所在地の市町村の商工課で認定証をもらい、希望の金融機関や信用保証協会に保証付き融資を申し込む際の補償を受けられる額が増資されました。
- ② 政策金融公庫や商工中金の災害復旧貸し付けの金利が下がりました。
- ③ 熊本地震で事業所が休止し、給料がもらえない労働者に「失業」とみなして失業保険の給付が受けられます。

現地活動の準備基礎知識

1. Q: 服装はどんなものが望ましいですか？
A: 活動的な服装。冬はジャンパー等が必要。靴はスニーカーないし長靴（被災状況による）。
軍手、帽子、ヘルメットは必須。その他山地の場合は状況によっては杖があったほうが良い。
2. Q: 持参すべき食物や水は何ですか？
A: おにぎり、ビスケット、など日持ちするもの。水筒ないしペットボトル。
3. Q: 荷物入れはどういうものが良いですか？
A: 両手を自由にできるためには、背中に負うリュックサックが良いでしょう。
4. Q: その他持参すべきものを挙げてください。
A: 雨具（傘、レインコート）、スマホ、携帯電話、ラジオ、筆記用具（ボールペン、記入用紙、型板、マジック、大き目の紙 A3）、自己紹介のための名刺、技術士会の腕章、サビオ、自分が常用している薬、タオル、ティッシュペーパー。多少の現金、小銭。
5. Q: 傷害保険にはどのように加入するのでしょうか？
A: 傷害保険加入は必須です。支援に赴く自治体に問い合わせすれば相談に乗ってくれますが、通常は社会福祉協議会に申し出ることになります。その際、技術士会のパンフレット、技術士会の過去の被災者支援活動記録（広島土砂災害、熊本地震などの報告書）、中部本部防災支援員申請者一覧、静岡県災害対策士業連絡会に提出した県支部防災支援体制など示すとスムーズに受け付けてくれるでしょう。また傷害保険の掛け金は、自治体が負担してくれる場合もあります。
6. Q: 現地に行く交通手段は何を使いますか？
A: 公共交通機関ないし自家用車となりますが、支援する自治体と事前に相談してください。
7. Q: 複数人で支援に赴くこととなりますが、リーダー役は何をしますか？
A: リーダー役を決めておくことは必須です。他士業や自治体の担当者との折衝や、活動内容・時間、場所設定など決めることが多く、主導者が必要です。
8. Q: 現地活動の場所/時間はどう決めますか？
A: 自治体の指示する場所/時間で支援します。
9. Q: 現地活動では支援に来たことを被災者にどう PR しますか？
A: 支援する自治体の担当者や一緒に活動する他士業支援者と相談して決めてください。過去の例では「よろず相談所」などと黒板・白板や大きな紙に大書している。
10. Q: 活動の記録はどの程度取るのですか？
A: 受けた質問と回答した内容は必ず記録してください。その他気付いたこともメモしてください。
11. Q: 支援者に求められる人物像はどういうものですか？
A: 「想像力」「迅速活動」「状況判断力」「協調性」「親切心」が優れていること。
逆に「指示待ち人間」は望ましくない。
被災者に聞かれる質問が回答できない内容の時、一言「わかりません」の答えだけをする人は被災者支援活動には向かない。本マニュアルを見てわかる範囲の回答を行い、さらには他の士業の人や自治体当局者と相談し、回答することが必要。また一般ボランティアと同じように家の片づけなど頼まれることがあり、状況次第では対応することもあります。
12. Q: 被災者支援で配慮すべき言動は何ですか？
A: ・被災者のプライバシーへの尊重
・カメラを向けない
・丁寧な言葉遣い
・生死などについての言葉は禁句

- ・ 同情、憐みの言葉は控えめにする
- ・ 支援者同士の会話は慎重にする

13. Q: その他注意すべき点がありますか？

A: ラジオ、スマホ等で災害や復旧の最新情報を得て、被災者のあるべき対応を示してください。

支援者自身が災害（二次災害等）に巻き込まれないことが必要です。

支援者が疲労して倒れたり、ケガしないよう注意することです。

一日の活動が終えたら片付けをし、自治体や他土業支援者に挨拶する。